

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 障害者の法定雇用率、引き上げへ
- 「残業代ゼロ」法案について
- One Point 裁量労働制とは

障害者の法定雇用率、引き上げへ

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この障害者雇用率が、平成30年4月1日から引き上げられることになりました。

具体的には、民間企業で現行では2.0%であるところ、平成30年4月1日以降は2.3%になります。

つまり、従業員43名以上を雇用する会社は障害者を1名雇用することが義務付けられることになります。

※ 計算方法：43名×2.3%≒1名

これを満たさない企業は納付金が徴収され、徴収された納付金は、雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対する調整金や、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に充てられています。

いわゆる「残業代ゼロ」法案について

政府が導入を検討している、高収入の一部専門職を残業代支払いなど労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」。「残業代ゼロ法案」とも揶揄されています。

そもそも、労働基準法では、使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけなくとされています。この度、政府が導入を試みている「高度プロフェッショナル制度」は、年収1075万円以上の金融ディーラーや研究開発などの専門職につ

く人を対象に、このような労働時間の規制の概念を取り払い、成果型報酬制労働時間を採用しようとするものです。そのため、仕事の時間に対して賃金が支払われるのではなく、仕事の成果に対して賃金が支払われることとなります。

この「高度プロフェッショナル制度」について、反対を続けていた連合は、いったんは事実上容認に転じましたが、再度、従来の反対姿勢を明確にしたことで、秋の臨時国会での審議が不透明になってきました。

なお、労働基準法改正案には、あらかじめ決められた時間を超えて働いても残業代が支払われない「裁量労働制」の対象拡大も盛り込まれており、秋の臨時国会の行方が大変注目されます。

One Point 裁量労働制とは

裁量労働制は労働基準法の定めるみなし労働時間制の1つとして位置づけられており、この制度が適用された場合、労働者は実際の労働時間とは関係なく、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなされます。業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務に適用できるとされています。適用業務の範囲は厚生労働省が定めた業務に限定されており、「専門業務型」と「企画業務型」とがあります。導入に際しては、労使双方の合意（専門業務型では労使協定の締結、企画業務型では労使委員会の決議）と事業場所轄の労働基準監督署長への届け出が必要となります。